

京都市上下水道局告示第12号

下水道法第9条の規定に基づき、公共下水道の供用を次のように開始し、当該供用開始の日から終末処理場による下水を処理すべき区域とし、その処理を行います。

関係図面は、京都市上下水道局において一般の縦覧に供します。

平成18年7月7日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

下水を排除すべき区域	供用開始の日	排水施設の位置	排水施設の合流式 又は分流式の別	終末処理場の 位置及び名称
左京区 岩倉幡枝町の一部	平成18年 7月7日	左京区 岩倉幡枝町の一部	分 流	南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木町1番地 京都市上下水道局 鳥羽水環境保全センター

(上下水道局下水道部管理課)